

## 意見書

令和 6 年 2 月 22 日

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 6 号）の一部改正案等 に対し、意見を提出します。

該当ページ	該当する記載 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（改正案）	意見
92 p	なお、既往契約及び既往契約の範囲内での契約変更（※）や更新に関する契約については、「当分の間」本規定を適用しない旨の経過措置が設けられている。令和 7 年（2025 年）7 月 1 日に期間拘束のない既往契約及び当該契約の一部変更並びに 2025 年 7 月以降の既往契約の更新に係る経過措置は廃止され、以降、本規定に不適合な既往契約の更新等が不可となる。また、令和 10 年（2028 年）6 月末をもって本経過措置は完全廃止される（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 6 号）の一部を改正する省令（令和 ● 年総務省令第 ● 号）附則第 2 項～第 4 項）	改正案に賛成です。 ただし、事業者においては、2025 年 7 月 1 日までの間に更新が行われる場合には、新規契約と更新契約について消費者が充分理解して選択できるよう詳細な説明を行うことが必要です。 総務省においても、改正について広報をお願いします。 なお、法 27 条の 3 で携帯電話事業者の解約料が制限された際、既往契約に関しては、契約中のプランから解約料が 0 円へのプランへ乗り換える手続きをわざわざ行う必要があり、乗り換えがなかなか進みませんでした。今回は消費者側の手続きが簡易なものですむように工夫していただきたいです。